

第1回日本搬送学会学術集会記念大会 利益相反(COI; Conflict of Interest)申告書

このたびは、「第1回日本搬送学会学術集会記念大会」にてご発表いただき、誠にありがとうございます。ご発表頂く当該研究(発表)に関する利益相反(COI)状態の申告をお願いします。本用紙は、当日発表スライド登録時に記入頂きますが、下記の(1-b)、(2-b)に該当する方は、事前に利益相反(COI)スライドのご準備をお願いします。

【提出対象者】筆頭演者

【申告対象者】筆頭演者、共同演者

※本学術集会では、家族・親族等は申告対象者に含めないこととします。

※本学術集会では、下記ガイドラインを参考に利益相反(COI)開示基準を策定しています。

【参考】『日本医学会 COI 管理ガイドライン 2025』(2025年6月)

https://jams.med.or.jp/guideline/coi_guidelines_2025.pdf

にチェックを入れ当日発表スライド登録時に提出をお願いします。(用紙は準備します)

(1) 企業所属のみの演者様

(1-a) 当該研究(発表)に関連して、他の企業等からの資金提供が無い場合

⇒ 本用紙の提出のみで構いません。

(1-b) 当該研究(発表)に関連して、他の企業等からの資金提供が有る場合

⇒ 下記の注意事項を参照頂き、利益相反(COI)開示スライドご準備をお願いします。

(2) 研究機関・医療機関・公的機関・各種団体などに所属する演者様

(正規/非正規、職員/学生など、身分を問わない)

(2-a) 当該研究(発表)に関連して、利益相反(COI)状態が無い場合

⇒ 本用紙の提出のみで構いません。

(2-b) 当該研究(発表)に関連して、利益相反(COI)状態が有る場合

⇒ 下記の注意事項を参照頂き、利益相反(COI)開示スライドご準備をお願いします。

ご所属

ご氏名

【注】資金提供、利益相反(COI)状態の有無

「注意事項」、「開示基準」を参照頂き、該当する場合は(1-b)、(2-b)となります。

【注】筆頭演者様または共同演者様に申告・開示対象者がいる場合は、(1-b)、(2-b)となります。

注意事項

(1) 企業所属のみの演者様

■ (1-a) 当該研究(発表)に関連して、他の企業等からの資金提供が無い場合

⇒ 発表スライドの最初にご所属(企業名)の記載があれば、構いません。
利益相反(COI)開示のスライドは必要ありません。

■ (1-b) 当該研究(発表)に関連して、他の企業等からの資金提供が有る場合

⇒ 基準以上の資金提供が有る場合は、該当項目の企業名開示をお願いします。
本学術集会では、具体的な金額記載の必要はありません。

(2) 研究機関・医療機関・公的機関・各種団体などに所属する演者様

(正規/非正規、職員/学生など、身分を問わない)

■ (2-a) 当該研究(発表)に関連して、利益相反(COI)状態が無い場合

⇒ 利益相反(COI)開示のスライドは必要ありません。「該当なし」と開示頂いても構いません。

【注1】 企業正規職員の身分を有する場合は、所属企業名の開示・申告が必要です。

【注2】 過去5年以内に企業・営利を目的とする団体の所属から転職した場合は、所属企業名の開示・申告を要します。

(例)「20XX年X月X日まで(企業名)に所属」

■ (2-b) 当該研究(発表)に関連して、利益相反(COI)状態が有る場合

⇒ 基準以上の資金提供が有る場合は、該当項目の企業名開示をお願いします。
本学術集会では、具体的な金額記載は任意とします。

開示基準

※ (1-b)、(2-b)に該当する方のみが開示の対象です。

※ ご所属として記載された自社企業の活動については、申告の必要はありません。

(1) 企業や営利を目的とする団体の役員、顧問職

1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上

(2) 株の保有

1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、
あるいは当該全株式の5%以上の保有

(3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

1つの特許権使用料が年間100万円以上

(4) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）

研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、
1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上

(5) 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料

1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上

(6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費

1つの研究に対して支払われた総額が年間100万円以上

(7) 奨学寄附金（奨励寄附金）

1つの企業・団体から、1名の研究者に支払われた総額が年間100万円以上

(8) 企業などが提供する寄附講座

所属している場合に記載。

実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上

(9) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）

1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上

【注】(1-b)「企業所属のみ」の演者様

■ ご所属に記載された自社企業の活動は、申告や開示の必要はございません。

■ 「当該研究(発表)に関連」しない、一般的な企業活動の申告は要しません。

■ 「当該研究(発表)に関連して、他の企業等からの資金提供が**有る場合**」のみ、

(1)～(9)に該当する項目の申告と開示をお願いしています。

※ 「企業所属のみ」の演者様は、当該研究(発表)に関連した他の企業等からの資金提供が
なければ、該当する項目があっても申告・開示は要しません。

【注】(2-b)「研究機関・医療機関・公的機関・各種団体などに所属する演者」の演者様

■ (1)～(9)に該当する項目があれば、該当項目の申告と開示をお願いします。